

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画の変更(四件)……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部街路計画課)……一
- 東京都環境影響評価条例による見解書……二
- 平成十九年東京都告示第百五十四号(再生利用指定の対象となる産業廃棄物)の一部改正……二
- 使用済飲料容器に係る産業廃棄物再生利用業の一般指定……八
- 救急医療機関の申出事項の変更……九
- 食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録……九
- 技能検定員審査の実施……九
- 認定教育実施者の届出事項の変更届出……九
- 東京都江戸東京博物館の利用料金の免除……一〇
- 東京都写真美術館の利用料金の免除……(同)……一〇

### 告示

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……二
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……(同)……二

#### ●東京都告示第百八十二号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和元年九月三十日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和元年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 東京都都市計画都市再生特別地区

(日本橋室町一丁目地区)

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課(東京都庁第二本庁舎十

二階北側)

#### ●東京都告示第百八十三号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法

(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和元年九月三十日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和元年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 東京都都市計画都市再生特別地区

(八重洲一丁目北地区)

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課(東京都庁第二本庁舎十

二階北側)

#### ●東京都告示第百八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和元年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画道路

都市高速道路  
第四号線

追加する部分

千代田区内神田二丁目、大手町二丁目、中央区日本橋本石町一丁目及び八重洲一丁目各地方内

削除する部分

千代田区大手町二丁目、中央区日本橋本石町一丁目及び八重洲一丁目各地方内

変更する部分

世田谷区北烏山二丁目、北烏山三丁目、北烏山四丁目、北烏山五丁目、北烏山七丁目、北烏山八丁目、松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目、大原一丁目、大原二丁目、杉並区久我山一丁目、上高井戸二丁目、上高井戸三丁目、下高井戸一丁目、下高井戸五丁目、永福一丁目、和泉一丁目、和泉二丁目、方南一丁目、渋谷区笹塚一丁目、笹塚二丁目、幡ヶ谷一丁目、幡ヶ谷二丁目、本町一丁目、代々木一丁目、代々木三丁目、代々木四丁目、代々木神園町、千駄ヶ谷一丁目、千駄ヶ谷四丁目、新宿区西新宿三丁目、大京町、霞ヶ丘町、信濃町、南元町、若葉一丁目、四谷一丁目、港区元赤坂一丁目、元赤坂二丁目、千代田区紀尾井町、永田町一丁目、永田町二丁目、平河町二丁目、隼町、麴町一丁目、一番町、北の丸公園、一ツ橋一丁目、一ツ橋二丁目、神田錦町一丁目、神田錦町二丁目、神田錦町三丁目、大手町一丁目、大手町二丁目、内神田一丁目、内神田二丁目、丸の内一丁目、丸の内三丁目、中央区

都市高速道路  
第四号線分岐線

追加する部分

日本橋本石町一丁目、八重洲一丁目及び八重洲二丁目各地方内

千代田区大手町二丁目、中央区日本橋本石町一丁目、八重洲一丁目、日本橋一丁目、日本橋室町一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各地方内

削除する部分

千代田区内神田二丁目、大手町二丁目、中央区日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目、日本橋本石町四丁目、八重洲一丁目、日本橋室町一丁目、日本橋一丁目及び日本橋本町一丁目各地方内

変更する部分

千代田区大手町二丁目、中央区日本橋本石町一丁目、八重洲一丁目、日本橋一丁目、日本橋室町一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各地方内

都市高速道路  
第六号線

削除する部分

中央区日本橋小網町、日本橋本町一丁目、日本橋一丁目及び日本橋室町一丁目各地方内

二 関係図書の縦覧  
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第五百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項にお

いて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和元年十月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
東京都市計画道路

幹線街路補助 追加する部分  
線街路第九十六号線 中央区日本橋本石町二丁目地内

二 関係図書の縦覧  
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第五百八十六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十五条第一項の規定に基づき、八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

八重洲一丁目北地区再開発準備組合

理事長 中西瀝青ホールディングス株式会社

取締役 山腰 正大

中央区八重洲一丁目一番三号寿ビル四階

二 対象事業の名称及び種類

八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央区八重洲一丁目到高層建築物の複合施設を整備するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が一件、事業段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和元年十月十一日から同月三十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号

イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長（中央区、千代田区）の意見の件数は、表1に示すとおりである。都民の意見書が1件、事業段階関係区長の意見が2件（中央区、千代田区）の合計3件である。これらの意見及びそれらについての事業者の見解の概要は、表2(1)～(3)、表3(1)～(3)、表4(1)～(3)に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	1
事業段階関係区長の意見	2
合計	3

表2(1) 都民の意見及びそれらについての事業者の見解

項目	施工計画	事業者の見解
説明会で回答した(株)日本設計社員によれば、社内に監理部門があり、その構成員が工事関係について説明会資料を記述しているとの話であった。「無理が通れば道理が引く込む」ことわざがあるように、環境に悪影響をもたらさない、労働災害、第三者災害を起さない、十分余裕をもった工事工程計画にすることが、この再開発事業全体に良い結果をもたらすであろう。	現在、施工者は未定ですが、評価書案作成時点で考えうる施工計画を立案しています。今後、施工者が決定した段階で施工計画の詳細検討を行い、建設機械の稼働台数の低減や平準化及び集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図るとともに、工事用車両台数の削減、適切な運行管理により車両の集中化を避けるなど、大気汚染、騒音・振動への影響の低減及び事故防止に努めます。	

表2(2) 都民の意見及びそれらについての事業者の見解

項目	都民の意見	事業者の見解
今回提出された「環境影響評価書案」で	<p>大気汚染、騒音・振動</p> <p>(1) 大気汚染については、工事の施行中、[建設機械の稼働]により二酸化窒素の日平均値の最大が、環境基準値を上回る。</p> <p>(2) 騒音・振動については、工事の施行中[工事車両の稼働]による騒音レベルが環境基準を上回る地点がある。</p> <p>環境基準値を上回るような、このような環境影響評価は、今まで見たことがない。私が想像するところ、恐らく、工事工程期間を切り詰めるだけ切り詰めたための結果ではないか。つまり、あまりに工事完成を急ぐため、建設機械や工事車両の過度集中を促す工事工程計画になっているのではないか。このことは、環境のみならず労働災害や第三者災害をも起こしやすくなる原因となる。</p>	<p>(1) 建設機械の稼働に伴う大気質の予測は、建設機械の稼働による汚染物質排出量が最大となると予想される時期で、建設機械が全台数同時に稼働するものとして行っています。工事の実施に際しては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減・平準化及び建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、影響の低減に努めます。</p> <p>また、評価書案（本編p.111）に示した、予測に反映しなかった下記の建設機械に係る環境保全のための措置についても確実に実施することにより、大気質への影響の更なる低減に努めます。</p> <p>① 建設機械のアイドリングストップを遵守し、不要なふかしの防止に努めます。</p> <p>② 最新の排出ガス対策型建設機械（第3次基準値相当の建設機械）をできる限り使用することにより、汚染物質排出量の低減を図ります。</p> <p>(2) 工事用車両の走行に伴う騒音予測にあたって環境基準値を上回る地点（地点2, 4, 8）は、本事業の工事用車両が加わる前の、将来基礎交通量の騒音レベルで既に環境基準値を上回っています（評価書案 本編p.158参照）。</p> <p>各地点（地点2, 4, 8）での1日あたりの将来交通量のうち、予測時期とした工事用車両台数が最大となる時期においては、本事業の工事用車両台数が占める割合は、各地点ともに1%未満と想定しています（評価書案 資料編p.14参照）。また、1時間あたりの台数は、工事用車両の大型車が最大となる時間帯で、周辺も含めた将来交通量1,166～2,526台/時に対して、そのうちの工事用車両台数（大型車）は、5～10台/時と想定していません（評価書案 資料編p.15～18参照）。</p>

表2(3) 都民の意見及びそれらについての事業者の見解

都民の意見		事業者の見解
項目	大気汚染、騒音・振動	(つづき)
項目	その他	
首都高日本橋地下化に伴う、再開発事業地域での首都高地下通過に係る、大気汚染や騒音・振動が明確でない現時点で、「環境影響評価書案」を提出することは、時期尚早である。(一日中通過する自動車の排気ガス処理、騒音・振動対策が明白になった時点で、「環境影響評価書案」を提出すべきである。	本評価書案は、「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案であり、周辺事業については、評価書案作成時点で、完了予定時期等も考慮して計画内容が把握できる事業については、可能な範囲で予測の条件に反映しています。 なお、別事業である首都高速都心環状線の地下化については、別途、特例的環境影響評価の手続きが実施されています。 今後、計画の進捗に伴って、必要に応じて適宜調整を図ってまいります。	この台数の条件設定をもとに予測した結果、各地点(地点2, 4, 8)における本事業の工事用車両による増加騒音レベルは1dB未満(0.1dB以下)であり、影響は小さいと考えます。 工事にあたっては、評価書案(本編p.155)に示した、予測に反映しなかった下記の工事用車両に係る環境保全のための措置についても確実に実施することにより、騒音・振動への影響の更なる低減に努めます。 ① 可能な限り工事用車両台数の削減を図り、騒音の低減に努めます。 ② 工事用車両の適切な進行管理により車両の集中化を避けます。 また、事後調査手続きにおいて、現地調査により工事中の大気質濃度や騒音・振動を確認するとともに、環境保全のための措置の実施状況を確認します。確認した結果は、事後調査報告書としてとりまとめ、東京都に提出します。

表3(1) 中央区長の意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の意見		事業者の見解
項目	施工計画	
項目	大気汚染	
工事用車両の通過ルートについて、関係機関と十分協議すること。特に、小学校の近くを通過するルートについては、児童の通学時間帯を避けるなど安全にも十分配慮すること。	計画地周辺は、同時期に多数の開発事業が幅転することから、工事用車両の抑制や周辺道路における車両待機を禁止するなど、交通渋滞の防止に努めること。	工事用車両の走行ルートについては、所轄警察署等の関係機関と協議・調整の上、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めます。 また、小学校の近くについては、工事用車両走行ルートや時間帯等についても、十分配慮します。 工事の実施に際しては、工事用車両の適切な進行管理により車両の集中化を避け、可能な限り工事用車両台数の削減を図るなど、周辺の交通渋滞の防止に努めます。 また、周辺道路における待機駐車がないよう、今後決定する施工者に対して、周知徹底を指示します。
工事の施工中、建設機械の稼働に伴い二酸化窒素濃度が環境基準を上回っていることから、十分な対策を講ずること。	建設機械の稼働に伴う大気質の予測は、建設機械の稼働による汚染物質排出量が最大となると予想される時期で、建設機械が全台数同時に稼働するものとして行っています。工事の実施に際しては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減・平準化及び建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、影響の低減に努めます。 また、評価書案(本編p.111)に示した、予測に反映しなかった下記の建設機械に係る環境保全のための措置についても確実に実施することにより、大気質への影響の更なる低減に努めます。 ① 建設機械のアイドリングストップを遵守し、不要なふかしの防止に努めます。 ② 最新の排出ガス対策型建設機械(第3次基準値相当の建設機械)をできるだけ使用することにより、汚染物質排出量の低減を図ります。	

表3(2) 中央区長の意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の意見		事業者の見解
項目	騒音・振動	
	建設機械の稼働に伴う騒音・振動については環境基準値を下回っているものの、計画地周辺では同時期に多数の開発事業が輻輳することから、建設機械の騒音・振動の更なる低減に努めること。	工事の実施に際しては、評価書案（本編p.155）に示した、予測に反映しなかった下記の建設機械の稼働に係る環境保全のための措置についても確実に実施することにより、騒音・振動への影響の更なる低減に努めます。 ① 作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないよう、事前に工事工程を十分検討します。 ② 建設機械の配置については、1ヶ所で集中稼働することのないよう計画します。 ③ 建設工事に際しては、低振動工法の採用など、振動の低減に努めます。
	工事中における工事用車両の走行に伴う騒音が環境基準値を上回っていることから、工事用車両の適切な運行管理や施工の効率化等により、工事用車両の集中の抑制や工事用車両の全体台数を減らすなど、更なる影響の低減に努めること。	環境基準値を上回る地点における工事用車両による増加騒音レベルは1dB未満（0.1dB以下）と小さいですが、評価書案（本編p.155）に示した、予測に反映しなかった下記の工事用車両に係る環境保全のための措置についても確実に実施することにより、騒音・振動への影響の更なる低減に努めます。 ① 可能な限り工事用車両台数の削減を図り、騒音の低減に努めます。 ② 工事の実施に際しては、工事用車両の適切な運行管理により車両の集中化を避けま
項目	風環境	
	建設後の風環境評価において、領域B又は領域Cへと悪化する地点があることから、防風植栽を適切に配置するなど、建築敷地内において十分な防風対策を実施すること。	計画建物は、高層部をできる限り敷地境界からセットバックするとともに、高層部の足元周りを中心に低層部を設けることにより、高層部による地上付近への吹き降ろしの影響を低減するよう配慮しています。建築敷地内においては、防風植栽として耐風性のある常緑樹を適切に配置するなど十分な防風対策を実施します。 また、事後調査手続きにおいて、現地調査により建設後の風環境を確認するとともに、環境保全のための措置の実施状況を確認し、まとめ、東京都に提出します。

表3(3) 中央区長の意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の意見		事業者の見解
項目	景観	
	地区計画やまちづくりガイドライン等に基づき、建築物の形態、意匠、色彩等については、周辺環境及び都市景観に配慮したものとすること。また、都の条例やマスタープラン等に適合する計画とし、都市景観との均衡のとれた個性ある美しい空間の創造に努めること。	地区計画や「日本橋川沿いエリアのまちづくりビジョン2017」、東京都景観条例等に基づき、建築物の形態、意匠、色彩については日本橋川沿いエリアに配慮し、都市景観と均衡のとれた個性ある美しい空間の創造に努めます。
項目	その他	
	「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、今後の事業の進捗にあわせて、関係者に対する十分な事前説明を行うこと。	今後、「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に基づき、適時関係者等の地域住民に対して、事前説明を行い、ご理解・ご協力を頂けるよう事業を進めます。
	当該事業に関する苦情・相談の窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応ができるようにすること。	工事の実施に当たっては、住民からの問合せや苦情等に対する相談窓口を設け、苦情等に対して速やかに対応できる体制を整えます。

表4(1) 千代田区長の意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の意見		事業者の見解
項目	大気汚染	
内容	<p>工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底されたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、評価書案(本編p.111)に示した予測に反映しなかった下記の工事車両に係る環境保全のための措置についても確実に実施することにより、大気質への影響の更なる低減に努めます。</p> <p>① 工事現場内では必要に応じて散水、粉じん防止用のネット・シート、仮囲いを設置するなど、粉じんの発生を防止します。</p> <p>② 土砂運搬車など粉じんの飛散等が起こりやすい工事車両には、飛散防止のシートを使用します。</p> <p>③ 土砂や資機材の搬出入車両のタイヤに付着した泥土の水洗いをを行うため、洗車設備を出入口付近に設置し、土砂により計画地周辺道路を汚損しないよう配慮します。</p> <p>④ 工事車両の出入口付近には、適宜清掃員を配置し、清掃に努めます。</p> <p>⑤ 工事車両の排気による大気汚染を軽減するために、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用します。</p> <p>⑥ 可能な限り工事車両台数の削減を図り、汚染物質排出量の低減に努めます。</p> <p>⑦ 工事の実施に際しては、工事車両の適切な運行管理により車両の集中化を避けま</p> <p>す。</p> <p>なお、今後施工者が決定し、詳細な施工計画を検討する中で、周辺への配慮等を含めて、総合的に検討し、影響の低減に努めます。</p>

表4(2) 千代田区長の意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の意見		事業者の見解
項目	騒音・振動	
内容	<p>工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通阻害削減のための適切な対策を図ること。</p> <p>また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められたい。</p>	<p>工事用車両の走行ルートについては、所轄警察署等の関係機関と調整の上、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めます。</p> <p>また、工事用車両の走行に当たっては、評価書案(本編p.155)に示した予測に反映しなかった下記の環境保全のための措置についても確実に実施することにより、騒音への影響の更なる低減に努めます。</p> <p>① 可能な限り工事車両台数の削減を図り、騒音の低減に努めます。</p> <p>② 工事の実施に際しては、工事用車両の適切な運行管理により車両の集中化を避けま</p> <p>す。</p> <p>なお、今後施工者が決定し、詳細な施工計画を検討する中で、周辺への配慮等を含めて、総合的に検討し、影響の低減に努めます。</p>
項目	日影	
内容	<p>評価書案のとおり対応されたい。</p>	<p>評価書案(本編p.187)に示したとおり、計画建物の配置・形状等を検討し、長時間日影の影響を受ける範囲を極力小さくするよう配慮するなど、環境保全のための措置を確実に実施することにより、日影への影響の低減に努めます。</p>
項目	電波障害	
内容	<p>評価書案のとおり対応されたい。</p>	<p>評価書案(本編p.202)に示したとおり、計画建物に起因して新たな電波障害が生じることが明らかになった場合には、適切な障害対策を講じるなど、環境保全のための措置を確実に実施することにより、電波障害の影響の防止に努めます。</p> <p>また、関係窓口を設け、適切な対応を行います。</p>

表4(3) 千代田区長の意見及びそれらについての事業者の見解の概要

区長の意見		事業者の見解
項目	景観	
評価書案のとおり対応されたい。	評価書案のとおり対応されたい。	評価書案(本編p.231)に示したとおり、計画建築物は、高層部をできる限り敷地境界からセットバックするとともに、高層部の足元周りを中心に低層部を設けることにより、高層部による地上付近への吹き降ろしの影響を低減するよう配慮しています。建築敷地内において、防風植栽として耐風性のある常緑樹を適切に配置するなど十分な防風対策を実施します。
評価書案のとおり対応されたい。	評価書案(本編p.271)に示したとおり、下記の環境保全のための措置を確実に実施することにより、上位計画等を踏まえた景観形成に努めます。	<p>① 周辺の既存建築物と調和した表情線を形成します。</p> <p>② 日本橋川沿いに賑わい機能やオーゾンスペースを整備します。</p> <p>③ 高層部をできる限り敷地境界からセットバックします。</p> <p>④ 壁面は、意匠上の分節化により視覚的な変化をつけることで配慮します。</p> <p>⑤ 敷地境界付近には中高木による緑化を図る等、できる限り緑の増加に努めます。</p>

●東京都告示第五百八十七号

平成十九年東京都告示第五百五十四号(再生利用指定の対象となる産業廃棄物)の一部を次のように改正する。

令和元年十月十一日

東京都知事 小池百合子

三中「含む。」の下に「以下同じ。」を加える。

四の次に次のように加える。

五 使用済飲料容器(銅製、アルミニウム製、ガラス製又はプラスチック製(ポリエチレンテレフタレート製を含む。))の容器(飲料を充填するために利用されていたものに限る。)(が廃棄物となったものであって、自動販売機(飲料を冷蔵又は温蔵して販売するためのものに限る。))に隣接して設置された専用容器で回収されたものをいう。)

●東京都告示第五百八十八号

東京都廃棄物規則(平成五年東京都規則第十四号)第二十九条の三第一項の規定に基づき、使用済飲料容器(銅製、アルミニウム製、ガラス製又はプラスチック製(ポリエチレンテレフタレート製を含む。))の容器(飲料(酒類を含む。以下同じ。))を充填するために利用されていたものに限る。)(が廃棄物となったものであって、自動販売機(飲料を冷蔵又は温蔵して販売するためのものに限る。))に隣接して設置された専用容器で回収されたものをいう。以下同じ。))に係る産業廃棄物再生輸送業の指定及び産業廃棄物再生生活用業の指定の要件を次のとおり定め、それぞれの要件を満たす者を使用済飲料容器に係る産業廃棄物再生輸



送業者又は産業廃棄物再生活業者として指定する。

令和元年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

第一 使用済飲料容器に係る産業廃棄物再生輸送業者の指定の要件は、環境省のプラスチックの資源循環に関する先進的モデル事業として一般社団法人全国清涼飲料連合会が事業統括者として東京都において実施する清涼飲料自販機横のリサイクルボックスの効率的な回収事業（以下「回収事業」という。）に参加する事業者（以下「参加事業者」という。）のうち、事業統括者又は回収事業において使用済飲料容器を収集し、若しくは運搬する者であることとする。  
第二 使用済飲料容器に係る産業廃棄物再生活業者の指定の要件は、参加事業者のうち、事業統括者又は回収事業において使用済飲料容器を処分する者であることとする。

●東京都告示第五百八十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第一項の規定に基づき告示した病院から、申出事項の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和元年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

名称の変更

変更前	変更後	所在地	変更年月日
東京急行電鉄株式会社 東急病院	東急株式会社 社東急病院	大田区北千束三丁目二十七番二	令和元年九月二日

●東京都告示第五百九十号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号）第八条の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者登録講習会として次のように登録した。

令和元年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 講習会の実施者の名称及び所在地  
公益社団法人日本食品衛生協会  
渋谷区神宮前二丁目六番一号
- 二 全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会  
台東区下谷二丁目一番十号
- 三 一般社団法人日本食鳥協会  
千代田区岩本町二丁目九番七号 RECビル七階
- 四 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地  
令和二年二月三日（月曜日）から同月五日（水曜日）  
まじ  
食品衛生センター 五階講堂  
渋谷区神宮前二丁目六番一号
- 五 受講料  
四万七百四十一円

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第179号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月11日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英  
記

- 1 審査の種類  
普通自動車免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格  
普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示することができること。
- 3 審査項目及び審査細目  
(1) 技能検定に関する技能  
ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能  
イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能  
(2) 技能検定に関する知識  
ア 教則の内容となっている事項  
イ 自動車教習所に関する法令についての知識  
ウ 技能検定の実施に関する知識  
エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
- 4 審査細目の免除  
規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者
- 5 審査の日時及び場所  
(1) 日時 令和元年11月11日（月曜日）から同月15日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時  
(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和元年10月24日（木曜日）及び同月25日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和元年10月15日（火曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

19,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具

(ア) 黒色又は青色のボールペン

(イ) 赤色のボールペン

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264

●東京都公安委員会告示第180号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり認定教育実施者から代表者の氏名の変更届出があつたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
令和元年10月11日

東京都公安委員会

委員長 渡 佳 英

記

変更届出があつた認定教育実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
-----------------	------	---	---	-------

公 告

株式会社 京成トラ イビソング スクエア	代表者の 氏名	高野 剛治	天野 貴夫	令和元年6 月14日
----------------------------	------------	-------	-------	---------------

東京都江戸東京博物館の利用料金の免除について

東京都江戸東京博物館条例（平成四年東京都条例第四百十九号）第七条の規定により、指定管理者は、東京都江戸東京博物館本館（常設展に限る。）及び東京都江戸東京博物館分館江戸東京たてももの園の利用料金を次のとおり免除する。

令和元年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 免除する日

令和元年十月二十二日

二 理由

即位礼正殿の儀に伴う慶祝事業のため

東京都写真美術館の利用料金の免除について

東京都写真美術館条例（平成二年東京都条例第二十号）第八条の規定により、指定管理者は、東京都写真美術館（収蔵展に限る。）の利用料金を次のとおり免除する。  
令和元年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 免除する日

令和元年十月二十二日

二 理由

即位礼正殿の儀に伴う慶祝事業のため

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称)有明北3-1地区計画大規模商業施設

二 店舗所在地 江東区有明二丁目一番二百三ほか

三 設置者名 住友不動産株式会社

四 意見

ア 聴取者 江東区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和元年九月十七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和元年十月十一日から同年十一月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 西友駒沢店

二 店舗所在地 世田谷区駒沢四丁目十八番十一号

三 設置者名

株式会社五藤エステート

四 意見

ア 聴取者 世田谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和元年九月二十四日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和元年十月十一日から同年十一月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称)NTT都市開発原宿駅前計画

二 店舗所在地 渋谷区神宮前一丁目十四番五十九ほか

三 設置者名 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

四 意見

ア 聴取者 渋谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和元年九月二十七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和元年十月十一日から同年十一月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 スーパーアルプス散田店

イ 店舗所在地 八王子市散田町五丁目四番

ウ 設置者名 株式会社スーパーアルプス

(二)ア 店舗名 (仮称)江東橋計画

イ 店舗所在地 墨田区江東橋五丁目五番五号ほか

ウ 設置者名 JR西日本不動産開発株式会社

(三)ア 店舗名 ロイヤルホームセンター南千住

イ 店舗所在地 荒川区南千住四丁目一番四号

ウ 設置者名 JA三井リース建物株式会社

(四)ア 店舗名 オーケー新用賀店

イ 店舗所在地 世田谷区用賀四丁目二十一番一号

ウ 設置者名 オーケー株式会社

(五)ア 店舗名 オーケー池尻大橋店

イ 店舗所在地 世田谷区池尻三丁目二十七番十一号

ウ 設置者名 エノルメ・エッセ株式会社

(六)ア 店舗名 伊藤ビル

イ 店舗所在地 足立区東和一丁目二十九番八号

ウ 設置者名 隆商事有限会社

二 東京都の意見の概要

ア 概要 一(一)から(六)までの店舗に係る届出に

イ 意見の通知日  
令和元年九月二十五日

ついでには、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

三 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間  
令和元年十月十一日から同年十一月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)  
郵便番号  
163-8001  
定価

本号  
一箇月  
三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)  
郵便番号  
113-0001

